

地域センター等の利用登録に関する年齢要件の引き下げについて

地域センター（市民センター・コミュニティセンター）をはじめとする集会・学習施設では、市民の様々な文化活動や集会・学習等の場として、ホール・会議室等の貸出を行っています。

今後、より多くの市民に、より気軽にご利用いただける環境を整えるため、施設の利用登録に関する年齢要件を現行の18歳以上から高校生相当年齢に引き下げます。

1 実施時期

2023年10月1日（日）から

2 対象施設

地域センター等すべての集会・学習施設

対象施設
地域センター（市民センター・コミュニティセンター）、町田市民フォーラム、男女平等推進センター、わくわくプラザ町田、健康福祉会館、子ども創造キャンパスひなた村、バイオエネルギーセンター、生涯学習センター、町田市民文学館ことばらんど、町田市立学校施設の開放に関する条例 第3条の規定により学校開放の対象となる武道場及び特別教室

3 見直し内容

利用登録が出来る対象者を、以下のように見直します。

現在	変更後
18歳以上の者	高校生相当年齢*

※ 満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日をむかえた者

(集会・学習施設の利用要件)

区分	変更後
団体登録	5人以上で構成された団体で、次に掲げる要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・市内に活動の拠点があり、かつ、年間を通じて活動していること。 ・代表者が市内に在住し、在勤し、又は在学している <u>15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日をむかえた者</u>であること。 ・構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。 ・同居の家族のみで構成する団体でないこと。
個人登録	・市内に在住し、在勤し、又は在学している <u>15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日をむかえた者</u> で、市内に活動の拠点があり、かつ、年間を通じて活動しているもの

4 目指す効果

- ・ 新たな顧客層の利用を見込むことで、より多くの市民が気軽に利用しやすい施設となります。
- ・ 若いうちから施設を利用することで愛着が生まれ、年を重ねてもその施設に通い続ける利用者が増えることで、将来的に多世代間の交流が生まれる地域コミュニティの拠点となることを目指します。

5 見直しの背景

地域センターは、施設利用率、利用者数ともに減少傾向にあり、また、午前・午後と比較して、夜間の稼働率は特に低い状況が見られます。

2022 年度に実施した「町田市市民参加型事業評価」では、市民評価人（高校生等）から、「既存の利用方法にとらわれず、地域センターの諸室をもっと気軽に利用できるようにしてほしい」、「18 歳未満の高校生だけでも利用できるよう、利用要件の緩和について検討してほしい」等の意見が寄せられています。

地域センターをはじめとする集会・学習施設に共通した課題である「若年層の利用」を促し、より幅広い世代に利用いただくことも今後の公共施設には必要であることから取り組むものです。

6 周知方法等

各施設のホームページ掲載、館内掲示、市内高校等にチラシ配布。